



鳥取県公報

令和7年3月31日（月）
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-----------|---|
| ◇ 企業局管理規程 | 鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（1）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 2 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（2）（〃）・・・・・・・・・・ 6 |
| ◇ 病院局管理規程 | 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（2）（総務課）・・・・ 9 鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（3）（〃）・・・・・・・・・・ 12 |
| ◇ 議会規則 | 鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則（1）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 13 |
| ◇ 議会告示 | 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部改正 （1）（〃）・・ 15 |

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(口座振替の方法による収入の納付)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、<u>納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を設けている出納取扱店又は収納取扱店に直接送付し、又は納入通知書の記載事項を記録した電磁的記録（以下「納入通知書記録」という。）を当該出納取扱店又は収納取扱店の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。</u></p> <p>(徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第16条の4 知事は、<u>法第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定により公金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、領収の方法、記録管理の方法、払込みの時期その他必要な事項を記載し、又は記録した契約書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第26条の2 知事は、<u>法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項</u>の規定により、支出の事務の委託をしようとするときは、委託の目的、支払の時期又は期間、記録管理の方法、契約違反が</p> | <p>(口座振替の方法による収入の納付)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、<u>納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を設けている出納取扱店又は収納取扱店に直接送付しな</u>なければならない。</p> <p>(徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第16条の4 知事は、<u>法第33条の2の規定により公金</u>の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、領収の方法、記録管理の方法、払込みの時期その他必要な事項を記載し、又は記録した契約書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第26条の2 知事は、<u>政令第21条の11第1項</u>の規定により、支出の事務の委託をしようとするときは、委託の目的、支払の時期又は期間、記録管理の方法、契約違反があったときの措置、報告の義務その他必</p> |

| | |
|---|---|
| <p>あったときの措置、報告の義務その他必要な事項を記載し、又は記録した契約書を作成しなければならない。</p> | <p>要な事項を記載し、又は記録した契約書を作成しなければならない。</p> |
| <p>2 略</p> | <p>2 略</p> |
| <p>(収納事務)</p> | <p>(収納事務)</p> |
| <p>第31条 出納取扱店及び収納取扱店は、知事又は事務所長が発行した納入通知書（納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等及び納入通知書記録を含む。）又は払込書により収納事務を行わなければならない。</p> | <p>第31条 出納取扱店及び収納取扱店は、知事又は事務所長が発行した納入通知書（納入通知書の記載事項を記録した磁気テープ等を含む。）又は払込書により収納事務を行わなければならない。</p> |
| <p>2 出納取扱店又は収納取扱店は、納入金の納付を受けたときは、これを領収の上、第16条の3第2項の規定により送付された磁気テープ等又は送信された納入通知書記録に係る収入金の納付を受けた場合（領収書を交付しないことについて、あらかじめ当該収入金に係る納入者の承諾を得たときに限る。）を除き、領収書を納入者に交付しなければならない。</p> | <p>2 出納取扱店又は収納取扱店は、納入金の納付を受けたときは、これを領収の上、第16条の3第2項の規定により送付された磁気テープ等に係る収入金の納付を受けた場合（領収書を交付しないことについて、あらかじめ当該収入金に係る納入者の承諾を得たときに限る。）を除き、領収書を納入者に交付しなければならない。</p> |
| <p>3 収納取扱店は、納入金の納付を受けたときは、これを領収した日の翌日に、収納した現金に領収済通知書を添えて出納取扱店に納付しなければならない。ただし、第16条の3第2項の規定により送付された磁気テープ等又は納入通知書記録に係る納入金の納付を受けた場合には、収納した現金を出納取扱店に納付するとともに、当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの（以下「収納記録磁気テープ等」という。）を出納取扱店に送付し、又は当該納入通知書記録に収納等の状況を記録したもの（以下「収納状況記録」という。）を出納取扱店の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。</p> | <p>3 収納取扱店は、納入金の納付を受けたときは、これを領収した日の翌日に、収納した現金に領収済通知書を添えて出納取扱店に納付しなければならない。この場合において、納入金の納付が第16条の3第2項の規定により送付された磁気テープ等に係るものであるときは、収納した現金に当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの（以下「収納記録磁気テープ等」という。）を添えて納付しなければならない。</p> |
| <p>4 出納取扱店は、納入金の納付を受けたとき、又は前項の領収済通知書若しくは収納記録磁気テープ等の送付若しくは収納状況記録の送信を受けたときは、出納事務終了後速やかに領収済通知書若しくは収納記録磁気テープ等を出納員に提出し、又は収納状況記録を出納員の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。</p> | <p>4 出納取扱店は、納入金の納付を受けたとき、又は前項の領収済通知書若しくは収納記録磁気テープ等の送付を受けたときは、出納事務終了後速やかに領収済通知書又は収納記録磁気テープ等を出納員に提出しなければならない。</p> |
| <p>5 出納員は、前項の規定により収納記録磁気テープ等の提出又は収納状況記録の送信があったときは、領収済証明書を交付しないことについてあらかじめ納入者の承諾を得たときを除き、当該収納記録磁気テープ等又は収納状況記録に係る納入金について、領収済証明書を納入者に交付しなければならない。</p> | <p>5 出納員は、前項の規定により収納記録磁気テープ等の提出があったときは、領収済証明書を交付しないことについてあらかじめ納入者の承諾を得たときを除き、当該収納記録磁気テープ等に係る納入金について、領収済証明書を納入者に交付しなければならない。</p> |

(随意契約によることができる場合の契約金額)
 第65条 政令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、別表第3のとおりとする。

(随意契約によることができる場合の手続)
 第65条の2 知事は、政令第21条の13第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(入札保証金及び契約保証金)
 第65条の3 政令第21条の14の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、公有財産売却システム入札（電子入札（知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。）のうち、公有財産の売却を目的とする入札であって、知事が指定する事業者が提供するインターネット公有財産売却システムを利用して行うものをいう。）による場合における入札保証金の額は、知事が予定価格の100分の10以上の額により定める額とする。

2 略

(賠償責任を有する職員の指定)
 第66条の2 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

別表第3（第65条関係）

| 契約の種類 | 金額 |
|----------------|-------|
| 工事又は製造の請負 | 400万円 |
| 財産の買入れ | 300万円 |
| 物件の借入れ | 150万円 |
| 財産の売払い | 100万円 |
| 物件の貸付け | 50万円 |
| 前各号に掲げるもの以外のもの | 200万円 |

(随意契約によることができる場合の契約金額)
 第65条 政令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、別表第3のとおりとする。

(随意契約によることができる場合の手続)
 第65条の2 知事は、政令第21条の14第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(入札保証金及び契約保証金)
 第65条の3 政令第21条の15の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、公有財産売却システム入札（電子入札（知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。）のうち、公有財産の売却を目的とする入札であって、知事が指定する事業者が提供するインターネット公有財産売却システムを利用して行うものをいう。）による場合における入札保証金の額は、知事が予定価格の100分の10以上の額により定める額とする。

2 略

(賠償責任を有する職員の指定)
 第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)～(4) 略

別表第3（第65条関係）

| 契約の種類 | 金額 |
|----------------|-------|
| 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 財産の買入れ | 160万円 |
| 物件の借入れ | 80万円 |
| 財産の売払い | 50万円 |
| 物件の貸付け | 30万円 |
| 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
(鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（令和6年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

鳥取県企業局財務規程第66条の2の改正規定を次のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>条例第4条に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに知事がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める職員は、<u>給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> | <p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の扶養親族たる者（条例第4条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第16条の3及び第17条において同じ。）</u>）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに知事がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める職員は、<u>次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。））、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となつた者</u>にあつては、<u>当該適用）の直前の住居であつた住宅（前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。）又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></p> |

(単身赴任手当)

第8条 条例第6条の2第1項及び第2項の企業管理規程で定めるやむを得ない事情、同条第1項本文及びただし書並びに第2項の企業管理規程で定める基準並びに同条第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(在宅勤務等手当)

第8条の2 条例第6条の3の企業管理規程で定める場所及び同条の企業管理規程で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第16条 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額、在宅勤務等手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあっては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得

(単身赴任手当)

第8条 条例第6条の2第1項及び第2項の企業管理規程で定めるやむを得ない事情、同条第1項本文及びただし書並びに第2項の企業管理規程で定める基準、同条第2項の任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員並びに同条第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(特定任期付職員業績手当)

第16条 企業局特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当の支給は、特定任期付職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあっては、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)

| | |
|--|--|
| <p>た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p> | <p>を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金額を8で除して得た額を加算した額とする。</p> <p>2 略</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年鳥取県条例第47号)附則第10項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものに相当するものとして企業管理規程で定める職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の適用を受ける職員の例による。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(初任給調整手当) 第7条の2 略</p> <p>2 初任給調整手当の月額、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）<u>別表第1</u>（次項において「<u>規則別表第1</u>」という。）に掲げる額とする。</p> <p>3 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対して<u>初任給調整手当を支給し、その月額は、それぞれ当該各号に定める額（第2号に掲げる職員にあっては、当該各号に掲げる額と当該職員とならなければ支給される初任給調整手当の額のいずれか多い額）</u>とする。</p> <p>(1) 院長 <u>規則別表第1</u>の期間の区分欄が28年以上29年未満であるものの額</p> <p>(2) 副院長又は医療局長 <u>規則別表第1</u>の期間の区分欄が30年以上31年未満であるものの額</p> <p>(3) 欠員の補充が特に困難であり特別の考慮を必要とすると管理者が認める職を占める職員（<u>前2号</u>に掲げる職員を除く。） <u>規則別表第1</u>の期間の区分欄が1年未満であるものの額</p> <p>(住居手当) 第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>条例第7条に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の</p> | <p>(初任給調整手当) 第7条の2 略</p> <p>2 初任給調整手当の月額、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）<u>別表</u>（次項において「<u>規則別表</u>」という。）に掲げる額とする。</p> <p>3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対して<u>支給する初任給調整手当の月額</u>は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 院長 <u>規則別表</u>の期間の区分欄が28年以上29年未満であるものの額</p> <p>(2) 欠員の補充が特に困難であり特別の考慮を必要とすると管理者が認める職を占める職員（<u>前号</u>に掲げる職員を除く。） <u>規則別表</u>の期間の区分欄が1年未満であるものの額</p> <p>(住居手当) 第9条 条例第9条第1号に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 職員の扶養親族たる者（<u>条例第7条に規定する扶養親族で届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受</p> |

| | |
|---|--|
| <p>扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>2・3 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条 条例第11条第1項及び第2項の企業管理規程で定めるやむを得ない事情、同条第1項本文及びただし書並びに第2項の企業管理規程で定める基準並びに同条第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第10条の2 条例第11条の2の企業管理規程で定める場所及び同条の企業管理規程で定める時間は、給与条例の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当、<u>在宅勤務等手当</u>及び救急医療機関勤務臨時手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。)を減じたもので除して得た額(職</p> | <p>け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>2・3 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条 条例第11条第1項及び第2項の企業管理規程で定めるやむを得ない事情、同条第1項本文及びただし書並びに第2項の企業管理規程で定める基準、<u>同条第2項の任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員並びに同条第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける者の例による。</u></p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第21条の2 病院局特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当の支給は、特定任期付職員の例による。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当及び救急医療機関勤務臨時手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。)を減じたもので除して得た額(職員の勤務が次の各</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第47号）附則第10項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものに相当するものとして企業管理規程で定める職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（随意契約によることができる場合の契約金額）</p> <p>第68条 令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 工事又は製造の請負 <u>400万円</u></p> <p>（2） 財産の買入れ <u>300万円</u></p> <p>（3） 物件の借入れ <u>150万円</u></p> <p>（4） 財産の売払い <u>100万円</u></p> <p>（5） 物件の貸付け <u>50万円</u></p> <p>（6） 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u></p> | <p>（随意契約によることができる場合の契約金額）</p> <p>第68条 令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 工事又は製造の請負 <u>250万円</u></p> <p>（2） 財産の買入れ <u>160万円</u></p> <p>（3） 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>（4） 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>（5） 物件の貸付け <u>30万円</u></p> <p>（6） 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> |

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

議 会 規 則

鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> |
| <p>(休会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議決があったとき又は議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p> | <p>(休会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議決があったとき、又は議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p> |
| <p>(会議の開閉)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p> | <p>(会議の開閉)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 議長が開議を宣告する前、又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p> |
| <p>(付託事件を議題とする時期及び委員長報告)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 <u>委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</u></p> | <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第36条 略</p> |
| <p>(修正案を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員長の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。</p> | <p>(修正案を議題とする時期)</p> <p>第37条 委員長の報告が終わったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。</p> |
| <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第41条 略</p> | <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第41条 略</p> |

| | |
|--|--|
| <p>2 略</p> <p>3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、<u>第36条第1項</u>の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると<u>認める</u>ときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(再審査のための付託)</p> <p>第43条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると<u>認める</u>ときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 賛否各2人以上の発言があった後又は<u>甲方</u>が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(終了報告)</p> <p>第69条 委員長は、<u>事件の審査又は調査を終了したときは、その旨を議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場及び傍聴席の外に退去</u>させなければならない。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> | <p>2 略</p> <p>3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、<u>第36条</u>の規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(再審査のための付託)</p> <p>第43条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、<u>議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託</u>することができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 賛否各2人以上の発言があった後、又は<u>甲方</u>が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(委員長報告)</p> <p>第69条 委員長は、<u>委員会における審査又は調査の経過及び結果を議会に報告</u>しなければならない。</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>退場</u>させなければならない。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、<u>又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</u></p> |
|--|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（平成19年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(期末手当の支給日)</p> <p><u>第3条 条例第5条第1項の議長が別に定める日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の区分に応じて、それぞれ支給日欄に定める日（支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>(旅行命令の変更を受けた場合等における旅費)</p> <p><u>第4条 条例第10条第3項に規定する議長が定める場合は、同条第1項又は第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合とする。</u></p> <p><u>2 条例第10条第3項に規定する議長が定めるものは、条例第27条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。</u></p> <p><u>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、条例第15条第1項各号、第16条第1項各号、第17条第1項各号及び第18条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第14条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額</u></p> <p><u>(2) 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費については、当該各種目について条例第14条、第19条、第20条及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取</u></p> | <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(期末手当の支給日)</p> <p><u>第4条 条例第3条第1項の議長が別に定める日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の区分に応じて、それぞれ支給日欄に定める日（支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> |

消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして議長が認めた額

第5条及び第6条 削除

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第10条第4項に規定する議長が定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅費)

第7条 鳥取県議会議員（以下「議員」という。）又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 議員が公務のための内国旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及びそれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。以下同じ。）中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）

当該議員

- (2) 議員が公務のための内国旅行中に死亡した場合 当該議員の遺族

- (3) 議員が公務のための外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行をいう。以下同じ。）中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該議員

- (4) 議員が公務のための外国旅行中に死亡した場合 当該議員の遺族

2 前項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 退職等となった日にいた地から退職等の原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を

知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から起算して3月以内に出發して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例により計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

3 第1項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

4 条例第7条又は第1項の規定により旅費の支給を受けることができた者が、その出發前に次条第3項の規定による旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次に定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続きをしたにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額(その支給を受ける者が当該旅行について条例第7条及び第8条により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額を超えるときは、当該額から払戻しを受けることができた額を除いた額)

(2) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例第7条及び第8条により支給を受けることができた額の範囲内の額

5 条例第7条又は第1項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他議長の認める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下この項において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例第7条及び第8条の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場

| | |
|--|---|
| <p>(旅行命令簿の記載事項)</p> <p><u>第6条</u></p> <p>条例第11条第4項に規定する議長が定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>旅行命令を発した年月日、用務、用務先、出発地、到着地、旅行の方法及び期間、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(外国旅行における航空運賃の額の上限)</p> <p><u>第7条</u> 条例第17条第3項に規定する議長が定める額は、別表第1に定める運賃の額とする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合であつて、議長が特に必要があると認めるときは、同項の額は、別表第2に定める運賃の額とする。</p> <p>(1) <u>議会の議員の健康上の理由により、航空旅行に伴う身体的な負担を軽減しなければ、公務遂行に支障をきたすおそれがある場合</u></p> | <p>合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額</p> <p>(旅行命令)</p> <p><u>第8条</u> 条例第7条第1項第1号の旅行（以下「公務旅行」という。）は、議長の発する旅行命令によつて行わなければならない。</p> <p><u>2</u> 議長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。</p> <p><u>3</u> 議長は、既に発した旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p> <p><u>4</u> 議長は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、当該旅行者に当該旅行に関する事項を記載した旅行命令簿の提示をしなければならない。ただし、旅行命令簿の提示をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。</p> <p><u>5</u> 議長は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿の提示をしなければならない。</p> <p><u>6</u> <u>旅行命令簿の記載事項は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>旅行命令を発した年月日、用務、用務地、旅行の方法及び旅行の期間</u></p> <p>(3) 略</p> |
|--|---|

(2) 賓客に同行する旅行において同じ客室に搭乗しなければ、公務遂行に支障をきたすおそれがある場合

(3) 公用の携帯手荷物が重量制限を超過する場合であって、加算額を勘案すると上位の級の旅客運賃によることが経済的であるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、議会の議員が前項に規定する運賃の額を超える運賃の額を要する航空旅行をすることがやむを得ないと認められる場合

3 議長は、前項の規定の適用の必要性の判断に当たっては、知事及び副知事の例を参酌するものとする。

(私有自動車等を利用する移動)

第8条 条例第18条第5号に規定する私有自動車等を利用する移動の距離は、実際の路程により全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

2 前項の規定により計算した距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行命令に従わない旅行)

第9条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により公務旅行の旅行命令（前条第3項の規定により変更をされた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ議長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに議長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

(招集旅行の旅費の請求手続)

第10条 条例第7条第1項第2号及び第3号の旅行（以下「招集旅行」という。）に係る旅費の請求手続きは、この条に定めるところによる。

| | |
|--|--|
| <p>(宿泊費基準額等)</p> <p>第9条 条例第19条に規定する議長が定める額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 条例第19条に規定する議長が定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、議長が次のいずれかに該当すると認めるとき。</p> <p>ア 主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されているとき。</p> <p>イ 公務上の必要により宿泊施設又は宿泊区域が限定され、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>ウ 旅行の直前に命令がなされ、又は急な命令の変更がなされ、宿泊施設の確保が困難であるため、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>エ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。</p> <p>(2) 外国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、議長が次のいずれかに該当すると認めるとき。</p> <p>ア 前号アからエまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 旅行先の宿泊施設の料金又は安全確保等の実情により、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>3 第7条第3項の規定は、条例第19条ただし書の規定の適用の必要性の判断について準用する。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第10条 条例第21条第1項に規定する議長が定める1夜当たりの定額は、別表第4のとおりとする。</p> | <p>2 議員は、招集旅行の方法を、様式第1号によりあらかじめ届け出るものとする。</p> <p>3 議員は、招集旅行に係る旅費の請求を行うときは、様式第2号により、旅行の実績を報告するものとする。</p> <p>4 議員は、長期間の宿泊を伴う場合その他の事情により招集旅行の旅費の概算払を必要とするときは、様式第3号により申請することができる。</p> <p>(旅費の計算)</p> |
|--|--|

第11条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 実際の路程

3 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

第12条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第13条 旅行者が同一地域(本邦にあつては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)を同一とする地域をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除算する。

第14条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(旅費の区分計算)

第11条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して

第15条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後

計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、支出担当職員等に次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第5に定める添付書類の提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を議長が認める方法により提供することを含む。以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうち必要書類の提出をしなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

| 略 | |
|---------------------------------------|--|
| (2) 条例第10条第3項及び第4項に規定する旅費 | ア 請求者の氏名及び職名又は住所及び氏名 イ 請求者の議会の議員との続柄（議会の議員以外の者が条例第10条第3項に規定する旅費を請求する場合に限る。） ウ 請求額及びその算出根拠 エ 請求事由（条例第10条第4項に規定する旅費を請求する場合にあっては、旅費額を喪失した理由を含む。） オ その他議長が必要と認める事項 |
| (3) 条例第23条に規定する死亡手当及び条例第25条第1項に規定する旅費 | ア 請求者の氏名及び職名又は住所及び氏名 イ 死亡者の氏名及び職名 ウ 請求者の死亡者との続柄 エ 請求額及びその算出根拠 オ その他議長が必要と認める事項 |

の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第16条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員等」という。）に次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表に定める添付書類の提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を議長が認める方法により提供することを含む。以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部の提出をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその必要書類の提出をしなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

| 略 | |
|--|--|
| (2) 第7条第3項に規定する旅費及び条例第7条第2項第8号の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとされる死亡手当 | ア 請求者の氏名及び職名又は住所及び氏名 イ 死亡者の氏名及び職名 ウ 請求者の死亡者との続柄 エ 請求額及びその算出根拠 オ その他議長が必要と認める事項 |
| (3) 第7条第4項及び第5項に規定する旅費 | ア 請求者の氏名及び職名又は住所及び氏名 イ 請求者の議員との続柄（議員以外の者が第7条第4項に規定する旅費を請求する場合に限る。） ウ 請求額及びその算出根拠 エ 請求事由（第7条第5項に規定する旅費を請求する場合にあっては、旅費額を喪失した理由を含む。） |

| | オ その他議長が必要と認める事項 |
|--|---|
| <p>2～4 略</p> <p>(招集旅行の旅費の請求手続)</p> <p><u>第13条 前条第1項の規定にかかわらず、条例第10条第1項第2号及び第3号の旅行（以下「招集旅行」という。）に係る旅費の請求手続きは、この条に定めるところによる。</u></p> <p><u>2 議会の議員は、招集旅行の方法を、様式第1号によりあらかじめ届け出るものとする。</u></p> <p><u>3 招集旅行に係る旅費の請求を行うときは、様式第2号により、旅行の実績を報告するものとする。</u></p> <p><u>4 長期間の宿泊を伴う場合その他の事情により招集旅行の旅費の概算払を必要とするときは、様式第3号により申請することができる。</u></p> <p>(口座振替の方法による支払)</p> <p><u>第14条 略</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>様式第1号 (第13条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">招集旅行に係る旅費経路 (変更) 届出書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> | <p>2～4 略</p> <p>(県内以外の同一地域内旅行の旅費)</p> <p><u>第17条 県内以外の同一地域内における旅行（旅行中の夜数が1以上のものに限る。）については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u></p> <p>(その他の費用弁償)</p> <p><u>第18条 条例第6条第2号に規定する議会の議員が職務を行うため要した費用は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項又は第2項の規定により徴収される料金、車両の駐車に要する料金その他議長が必要と認める費用とする。</u></p> <p>(口座振替の方法による支払)</p> <p><u>第19条 略</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第20条 略</u></p> <p>様式第1号 (第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">招集旅行に係る旅費経路 (変更) 届出書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">議員名</p> <p>1・2 略</p> <p>様式第2号（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">招集旅行に係る旅費経路等実績報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">議員名</p> <p>対象会議（ ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1 略</p> <p><u>2</u> 宿泊代金に係る領収書及び夕・朝食代が宿泊代金に含まれるかどうか確認できる書類を必ず添付すること。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>様式第3号（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">招集旅行に係る旅費経路等申請書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">議員名</p> <p>対象会議（ ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1～5 略</p> | <p style="text-align: center;">議員名 ㊟</p> <p>1・2 略</p> <p>様式第2号（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">招集旅行に係る旅費経路等実績報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">議員名 ㊟</p> <p>対象会議（ ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">招集旅行に係る旅費経路等申請書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: center;">議員名 ㊟</p> <p>対象会議（ ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1～5 略</p> |
|--|--|

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。
別表を削り、附則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1（第7条関係）

| 区分 | 航空運賃の額の上限 |
|------------------|-----------------|
| 1 北東アジア地域等への航空旅行 | 上級エコノミークラスの運賃の額 |
| 2 1以外の航空旅行 | ビジネスクラスの運賃の額 |

備考

- 1 この表に掲げる航空運賃の等級の区分がない場合は、該当する等級の直近下位の級の運賃の額を上限とする。
- 2 北東アジア地域等への航空旅行とは、本邦とソウル、仁川、釜山、済州、北京、煙台、南京、大連、延吉、温州、天津、上海、寧波、青島、ハルビン、済南、長春、杭州、福州、瀋陽、台北、高雄、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスクの地域との間の航空旅行をいう（以下同じ。）。

別表第2（第7条関係）

| 区分 | 航空運賃の額の上限 |
|------------------|--------------|
| 1 北東アジア地域等への航空旅行 | ビジネスクラスの運賃の額 |
| 2 1以外の航空旅行 | ビジネスクラスの運賃の額 |

別表第3（第9条関係）

| 宿泊地 | | 宿泊費基準額（1夜につき） |
|-----|---|---|
| 本邦 | 埼玉県、東京都及び京都府 | 27,000円 |
| | 福岡県 | 25,000円 |
| | 千葉県 | 24,000円 |
| | 神奈川県及び新潟県 | 22,000円 |
| | 香川県 | 21,000円 |
| | 熊本県 | 20,000円 |
| | 北海道、岐阜県、大阪府及び広島県 | 18,000円 |
| | 山梨県、兵庫県、宮崎県及び鹿児島県 | 17,000円 |
| | 青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県及び沖縄県 | 15,000円 |
| | 宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県及び愛媛県 | 14,000円 |
| | 岩手県、石川県、静岡県、三重県及び島根県 | 13,000円 |
| | 福島県、鳥取県及び山口県 | 11,000円 |
| | 外国 | 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に掲げる地域、国名及び地名に応じ、同表の指定職職員等の欄に規定する額と同額 |

別表第4（第10条関係）

| 宿泊地 | 宿泊手当（1夜につき） |
|-----|--|
| 本邦 | 2,400円 |
| 外国 | 国家公務員等の旅費支給規程別表第3に掲げる地域及び国名に応じ、同表の宿泊手当（1夜につき）の欄に規定する額と同額 |

別表第5（第12条関係）

| 旅費の種類 | 添付書類 |
|-------------------------|--|
| 条例第10条第3項に規定する旅費 | (1) 旅行命令の変更（取消しを含む。）を受けたこと、旅費の支給を受けることができる者が死亡したこと又は第4条第1項に該当することを証明するに足る資料 (2) 損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 |
| 条例第10条第4項に規定する旅費 | (1) 交通機関の事故又は天災その他の旅行者の責めに帰することができない事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 (2) 喪失した額を証明するに足る資料 |
| 条例第14条ただし書の規定により計算される旅費 | (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明するに足る資料 (2) 請求する種目に応じたこの表に掲げる添付書類 |
| 条例第15条第1項に規定する鉄道賃 | その支払を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。） |
| 条例第16条第1項に規定する船賃 | その支払を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。） |
| 条例第17条第1項に規定する航空賃 | (1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。） |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 条例第18条に規定するその他の交通費 | その支払を証明するに足る資料（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。） |
| 条例第19条に規定する宿泊費 | (1) その支払を証明するに足る資料 (2) 第9条第2項各号に該当することを証明するに足る資料（条例第19条ただし書に該当する場合に限る。） |
| 条例第20条に規定する包括宿泊費 | (1) その支払を証明するに足る資料 (2) その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料 |
| 条例第22条に規定する渡航雑費 | その支払を証明するに足る資料 |
| 条例第23条に規定する死亡手当及び条例第25条第1項に規定する旅費 | (1) 議会の議員が死亡したこと及びその死亡地を証明するに足る資料 (2) 遺族であることを証明するに足る資料 (3) 請求する種目に相当するものに応じたこの表に掲げる添付書類 |
| 条例第24条第1項に規定する旅費 | (1) 旅行中に退職等となったことを証明するに足る資料 (2) 退職等の事由を証明するに足る資料 (3) 所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 (4) 請求する種目に相当するものに応じたこの表に掲げる添付書類 |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（以下「新規程」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に議長が鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第28号。以下「改正条例」という。）による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号。以下「新条例」という。）第11条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（以下「旧規程」という。）第8条第1項の規定により議長が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧規程第8条第1項の規定により議長が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第11条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新規程の規定は当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第4条及び第5条の規定は、新条例第10条第3項及び第4項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規程第7条第4項及び第5項に規定する者が改正条例による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第7条又は旧規程第7条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
(鳥取県議会議員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の廃止)
- 4 鳥取県議会議員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（平成28年鳥取県議会告示第6号）は、廃止する。